

大分県報

平成三十年
第三〇〇四号
七月二十七日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一

○告示

大分県告示第四百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 宇目まちづくり協議会
- 三 代表者の氏名
甲 斐 孝 義
- 四 主たる事務所の所在地
佐伯市宇目大字千束千八十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、産業振興、文化交流、人材育成等を通じて宇目地域の地域力を再構築し、子どもから高齢者まで、全ての住民が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドピア宇佐
宇佐市大字葛原二百三十四番一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社新鮮マーケット

代表取締役社長 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（一）大規模小売店舗の荷さばき施設の位置

変更前 荷さばき施設(1) A棟東側
変更後 荷さばき施設(1) A棟東側

（二）大規模小売店舗の駐車場の位置
変更前 一階平面駐車場（自走式） A棟南側及び東側
変更後 一階平面駐車場（自走式） A棟南側及び北側

4 変更する年月日

平成三十年八月一日

二 届出年月日

平成三十年七月三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年七月二十七日

大分県報（告示）

一

平成三十年七月二十七日から同年十一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。